

N006 病理診断料 注4 病理診断管理加算2

病理診断を専ら担当する常勤の医師が病理診断を行い、その結果を文書により報告した場合

□ 病理診断管理加算2

- (1) 組織診断を行った場合 320点
- (2) 細胞診断を行った場合 160点



専ら担当する常勤の
医師2名以上

病理診断のレポートの『医師名』は届出医師
でなければ、病理診断管理加算の算定不可

〔指導内容・診療録記載〕

地方厚生局長に届け出た専ら病理診断を担当する
常勤の医師が、病理診断を行う

その結果を文書により当該患者の診療を担当する医師
に報告

該当症例 ⑨ ⑬

留意事項

- 主治医の所見が確認出来ない症例あり
⇒記載をお願いします